

佐中広給第 292 号  
令和4年 8月 2日

各介護サービス事業所 代表者 様

佐賀中部広域連合長 坂 井 英 隆  
(公印省略)

令和4年度「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る届出について（通知）

本広域連合の介護保険制度の運営につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年10月から新たに介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）の算定が可能となります。

つきましては、令和4年10月からベースアップ等加算を取得する場合は、下記により「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、各事業者におかれましては、人材確保のため積極的に本加算制度の活用のご検討をお願いいたします。

※ベースアップ等加算は、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金を取得された事業所も、別途計画書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

## 記

### 1 提出書類

提出書類の様式を以下の佐賀中部広域連合ホームページに掲載していますので、様式をダウンロードの上、ご活用ください。

#### 【提出書類の様式の掲載場所】

連合ホームページ > 介護保険 > 各種申請書 > 事業者向け > 介護職員処遇改善加算関係 > [令和4年度「介護職員等ベースアップ等支援加算」の届出について](#)

※ 書類作成にあたっては、令和4年6月21日付け介護保険最新情報 vol.1082「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」及び別添の記入要領、記入例をご確認の上、作成していただきますようお願いいたします。

### 2 提出期限

○令和4年10月1日からベースアップ等加算を算定する場合

・・・令和4年8月31日（水）17時 必着

○令和4年11月以降からベースアップ等加算を算定する場合

・・・取得しようとする月の前々月の末日 必着

### 3 提出方法等

電子メールにより提出してください。

#### 〈電子メールによる提出〉

・連合の E-mail アドレス ([rengo@chubu.saga.saga.jp](mailto:rengo@chubu.saga.saga.jp)) へ送信してください。

なお、その際には、ファイル名に【法人名】を追加・変更してください。また、送信メールについては、連合からの計画書の提出依頼メールに返信する形で、メールのタイトルは変えずに送信してください。

(ファイル名の例) 計画書【】 ⇒ 計画書【株式会社佐賀中部】

・提出書類については、PDF 形式ではなく、Excel 形式でそのまま提出してください。

### 4 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」について

当該加算を算定する場合は、本通知の「令和4年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」の提出とあわせて、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出する必要があります。

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」についても、期限内に必ず提出してください。

### 5 その他

・計画書の内容は、すべての介護職員等に対し、文書等（文書通知・回覧・掲示・メール等による通知）で必ず周知してください。

問い合わせ先

〒840-0826

佐賀市白山2丁目1番12号（佐賀商工ビル5階）

佐賀中部広域連合 給付課 指導係

TEL：0952-40-1131